

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第13弾）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、第3条に掲げる交付対象者に対し、県が予算の範囲内で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第13弾）（以下「協力金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「飲食店等」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による飲食店営業の許可又は改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による喫茶店営業の許可を受けて営業を行う施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。
  - ア テイクアウト専門店
  - イ デリバリー専門店
  - ウ 自動販売機（自動販売機内に設置された給湯装置等を使用して調理が行われるものなど）コーナー
  - エ イートインスペースのあるスーパー及びコンビニエンスストア
  - オ キッチンカー
  - カ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条第11号の規定による遊興施設で、ネットカフェ、マンガ喫茶等、その他の宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設
  - キ ホテル及び旅館の客室
  - ク その他知事が別に定める施設
- (2) 「緊急事態措置区域」とは新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県が必要な措置等を行う県内の区域をいう。
- (3) 「まん延防止等重点措置区域」とは新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県が必要な措置等を行う県内の区域をいう。
- (4) 「その他区域」とは、県内の緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の区域をいう。

- (5) 「感染防止対策取組書」とは、飲食店等が県に登録することにより、業種ごとに定められた感染対策のガイドライン等に沿った対策を実施していることを一覧で示すことができる取組書をいう。また、「感染防止対策に係るステッカー」とは、各市町村が作成し、飲食店等が感染防止対策の取組を実施していることがわかるステッカーをいう。
- (6) 「マスク飲食実施店認証書」とは、神奈川県マスク飲食実施店認証制度実施要綱第5条第3項に基づき、マスク飲食実施店の認証をした店舗に対して県が交付する認証書をいう。「マスク飲食実施店認証制度」とは、神奈川県マスク飲食実施店認証制度実施要綱第5条第2項に基づき、マスク飲食実施店の認証を受けた店舗（現地確認を終えた店舗を含む。）という。
- (7) 「マスク飲食実施店認証申請中確認書」とは、マスク飲食実施店認証制度実施要綱第4条第1項の申請を行った店舗に対して、県が交付する確認書をいう。
- (8) 「酒類提供の条件」とは、次に掲げる条件をいう。
- ア まん延防止等重点措置区域
- (ア) 客の滞在時間を90分以内に制限・管理すること
- (イ) 入店人数を1グループ当たり4人以内又は同居家族に限ること
- (ウ) マスク飲食実施店の認証条件を満たしていること
- イ その他区域
- (ア) 客の滞在時間を90分以内に制限・管理すること
- (イ) 入店人数を1グループ当たり4人以内又は同居家族に限ること
- (ウ) 感染防止対策基本4項目（アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保、手指の消毒設備の設置、入店者へのマスク飲食の周知及び正当な理由なくマスク飲食等の感染防止対策措置を講じない者の入店の禁止、施設の換気）を遵守し、感染防止対策取組書に明示すること
- (9) 「時間短縮営業等」とは、次に掲げる営業又は休業をいう。ただし、要請内容等の変更が生じた場合には、変更後の内容に従うものとする。
- ア 令和3年7月12日から同月21日まで
- (ア) まん延防止等重点措置区域
- 営業開始時刻及び営業終了時刻を朝5時から20時まで、酒類を提供する飲食店等にあつては、その提供を終日停止（酒類の店内持込を含む）し、飲食を主たる業とする店舗にあつてはカラオケ設備の提供を終日停止とする営業（20時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）ただし、令和3年7月20日までにマスク飲食実施店の認証申請を行った店舗に

については、酒類提供の条件を満たした場合に限り、認証申請を行った翌日以降、11時から19時まで、酒類の提供を可能とする。

(イ) その他区域

営業開始時刻及び営業終了時刻を朝5時から21時まで、酒類を提供する飲食店等にあつては、酒類提供の条件を満たし、その提供開始時刻及び提供終了時刻を11時から20時までの間に設定し、飲食を主たる業とする店舗にあつてはカラオケ設備の提供を終日停止とする営業（21時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）

イ 令和3年7月22日から8月1日まで

(ア) まん延防止等重点措置区域

営業開始時刻及び営業終了時刻を朝5時から20時まで、酒類を提供する飲食店等にあつては、その提供を終日停止（酒類の店内持込やマスク飲食実施店認証済の店舗及び認証申請中の店舗を含む）し、飲食を主たる業とする店舗にあつてはカラオケ設備の提供を終日停止とする営業（20時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）

(イ) その他区域

営業開始時刻及び営業終了時刻を朝5時から21時まで、酒類を提供する飲食店等にあつては、酒類提供の条件を満たし、その提供開始時刻及び提供終了時刻を11時から20時までの間に設定し、飲食を主たる業とする店舗にあつてはカラオケ設備の提供を終日停止とする営業（21時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）

ウ 令和3年8月2日から8月31日まで

(ア) 緊急事態措置区域

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（酒類の店内持込やマスク飲食実施店認証済の店舗及び認証申請中の店舗を含む）にあつては終日休業し、酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等にあつては営業開始時刻及び営業終了時刻を朝5時から20時までとする営業（20時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）

- (10) 「要請対象施設」とは、緊急事態措置区域においては酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等及び通常20時を過ぎて翌朝5時に至るまで営業している飲食店等をいい、まん延防止等重点措置区域においては通常20時を過ぎて翌朝5時に至るまで、その他区域においては通常21時を過ぎて翌朝

5時に至るまで営業している飲食店等をいう。

(11) 「時間短縮営業等の要請」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、飲食店等に対して、県が令和3年7月8日及び同月16日及び同月30日に行った、時間短縮営業等を求めた要請をいう。

(12) 「要請期間」とは、令和3年7月12日から8月31日までの期間をいう。

(13) 「通常の定休日等」とは、要請対象施設で定めていた定休日又は次に掲げる営業をいう。

ア 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては、朝5時から20時までの営業

イ その他区域においては、朝5時から21時までの営業

ウ 緊急事態措置区域においては、酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等における朝5時から20時までの営業

(交付対象者)

第3条 協力金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 要請対象施設を適法に営業し、営業許可証に記載されている事業者であること。

(2) 県の要請に協力し、要請対象施設で要請期間最終日（要請期間最終日より前に廃業した場合にあっては、廃業届出書に記載した廃業のあった日とする。）まで時間短縮営業等を継続したこと。ただし、第2条第1項第8号ア及びイに定める期間においては、両期間がその他区域である清川村を除き、令和3年7月21日及び8月1日を要請期間最終日とみなし、両期間がその他区域である清川村は、令和3年8月1日を要請期間最終日と推定する。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(4) 神奈川県指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を受けた者の場合は、当該指名停止措置の期間を経過していること。

(5) 協力金に係る時間短縮営業等実施期間内に営業停止等の行政処分を受けていないこと。

(6) マスク飲食実施店認証書、感染防止対策取組書、感染防止対策に係るステッカーのいずれかを要請対象施設に掲示していること。ただし、要請期間の全期間を休業している施設は除く。

(7) マスク飲食の推奨の案内を掲示していること。ただし、要請期間の全期間を休業している施設は除く。

(交付額の算定方法等)

第4条 交付対象者に交付する協力金の額は、対象施設ごとに、知事が別に定める方式で算定した額を合算した額とする。ただし、県が神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還を命じた場合はその金額を控除した額とする。

(申請時の提出書類等)

第5条 協力金の交付の申請をしようとする事業者は、次の各号に掲げる書類を令和3年11月12日までに知事に提出しなければならない。

(1) 協力金(第13弾)交付申請書(様式1又は様式2)(様式1、様式2のいずれを提出するかについては、知事が別に定めるものとする。)

(2) 本人確認書面(個人事業主のみ)

(3) 協力金の振込先の通帳(表紙を1ページめくった中表紙の見開き)等の写し

(4) 許可期限が要請期間最終日以降であることを確認できる食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店営業の許可証の写し(要請対象施設ごと)

(5) 通常の営業時間がわかる書面(要請対象施設ごと)

ただし、次号の時間短縮営業等を実施したことがわかる書面に通常の営業時間の記載がある場合については、提出を要しないものとする。

(6) 要請対象施設において、時間短縮営業等を実施したことがわかる書面(要請対象施設ごと)

(7) 要請対象施設の入口付近にマスク飲食実施店認証書、感染防止対策取組書、感染防止対策に係るステッカーのいずれかを掲示をしたことがわかる書面(要請対象施設ごと)

ただし、時間短縮営業等を行った要請対象施設のうち、全ての日を休業した要請対象施設については、提出を要しないものとする。

(8) 酒類提供の要件に係る確認書類(時間短縮営業等の要請に従って酒類を提供していた要請対象施設のみ)

ア 客の滞在時間を90分以内に制限・管理したこと及び入店人数を1グループ当たり4人以内又は同居家族に限ることを掲示した写真

イ 第2条第1項第9号アに定める期間における(ア)の要請対象施設にあつては、マスク飲食実施店認証書又はマスク飲食実施店申請中確認書を掲示した写真、同号ア(イ)、同号イ及び同号ウに定める期間の区域においては、マスク飲食実施店認証書、マスク飲食実施店申請中確認書、感染防止対策基本4項目を含む感染防止対策取組書、感染防止対策に係るステッカーに加えて感染防止対策基本4項目を遵守していることがわか

- るもののいずれかを掲示した写真
- ウ 感染防止対策項目チェックリストの写し  
ただし、マスク飲食実施店認証書を掲示した写真を提出する場合については、提出を要しないものとする。
- (9) 酒類又はカラオケ設備の提供に係る確認書類（令和3年8月1日以前に酒類又はカラオケ設備を提供し通常朝5時から20時までの時間帯にのみ営業していた店舗で、第2条第9号ウに定める期間に時間短縮営業等の要請に従って休業した店舗）  
ア 酒類又はカラオケ設備を提供していたことがわかる書面
- (10) 飲食部門の売上高や協力金額を確認できる書類
- (11) その他知事が必要と認めた書類

（協力金の交付）

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、協力金を交付すべきと認めたときは、協力金を交付するものとする。

2 協力金の交付は、口座振込により行う。

（協力金の返還等）

第7条 知事は、協力金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。
- (2) 協力金交付申請に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (3) 申請書記載の誓約事項に違反したとき。
- (4) 令和3年7月12日から同年7月21日の間、まん延防止等重点措置区域内の酒類を提供していた要請象施設において、マスク飲食実施店の認証申請後の現地確認等でマスク飲食実施店の認証条件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) その他要綱の規定に違反したとき。

2 知事は、協力金の交付を受けた者が前項の規定により協力金の全部又は一部の返還等を命ぜられ、協力金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金があるときは、その交付を一時停止し、又は当該協力金と未納付額とを相殺することができる。

(違約金の徴収)

第8条 知事は、協力金の交付を受けた者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、返還金とともに、交付した協力金と同額の違約金の支払いを求めることができる。

(報告及び調査)

第9条 知事は、協力金の適正な交付のため、必要に応じて事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

(暴力団の排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、協力金の交付の対象としない。

(1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員(以下「代表者等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団に属している場合

(2) 代表者等が法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

(3) 法第2条第2項に規定する暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画している場合

2 知事は、申請事業者又は協力金の交付を受けた者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(以下「個人情報」という。)を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、協力金の交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当すると判明したときは、協力金の全部又は一部の返還及び違約金の支払いを求めることができる。

4 前項の規定に関しては、第7条及び第8条を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月3日から施行する。